

政令第 号

油濁損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令

内閣は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十七号）の施行に伴い、及び船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の五第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

船舶油濁損害賠償保障法施行令

第一条中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に改める。

第二条を削る。

第三条第四号中「油」を「千九百九十二年の油」に改め、同条第五号中「油濁損害賠償保障契約」を「タンカー油濁損害賠償保障契約」に、  
「船舶所有者」を「タンカー所有者」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 法第三十九条の五第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 前項第一号から第四号までに掲げる者

二 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（前号に該当する者を除く。）であつて、一般船舶油濁損害賠償等保障契約に基づき一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する業務を適確に遂行するに足りる能力を有すると国土交通大臣が認められたもの

第三条を第二条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この政令は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年三月一日）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、同法附則第一条第二号に定める日（平成十六年十二月一日）から施行する。

##### （保険業法施行令の一部改正）

第二条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「油濁損害賠償保障法施行令（）」を「船舶油濁損害賠償保障法施行令（）」に、「及び油濁損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）」を「並びに船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）」に改める。

第三十七条の四の四中「油濁損害賠償保障法（）」を「船舶油濁損害賠償保障法（）」に、「油濁損害賠償保障法施行令、」を「船舶油濁損害賠償保障法施行令、」に、「油濁損害賠償保障法第十四条第二項」を「船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項」に、「油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号」を「船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第三条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号及び第四百四十一条第五号中「油濁損害賠償保障契約及び」を「タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに」に改める。



## 理 由

油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行に伴い、一般船舶油濁損害賠償等保障契約において一般船舶所有者等の損害をてん補し、又は賠償の義務の履行及び費用の支払を担保する者の範囲を定める等の必要があるからである。